平成２８年（フ）第１３５４号
大阪市東住吉区駒川４丁目10番５―205号
債務者　丸山竹次郎
法定代理人成年後見人　鈴木　節男
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３５８号
大阪府高槻市成合中の町12番６号
債務者　生次　　正
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５３号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番10―106号　駅前プラザ
債務者　四元　路行
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３０３号
埼玉県鴻巣市小松３丁目４番48―201号　市営小松団地４号棟、旧住所埼玉県鴻巣市富士見町３番23号
債務者　会田　弘子
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４２号
さいたま市桜区田島６丁目１番16―404号
債務者　中川　一行
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７４号
東京都足立区神明３丁目27番18号　ＣＡＲＰＥ　ＤＩＥＭ101、申立時の住所埼玉県八潮市大字浮塚1087番地１　メイプルヒルズ006号
債務者　菅野　雅樹
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
埼玉県八潮市大字木曽根1472番地３　飯山コーポ第２　202、旧住所埼玉県八潮市大字木曽根1573番地　コーポ谷口202
債務者　村上美智子
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
埼玉県吉川市吉川団地３番３号508
債務者　戸張　智宏
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
埼玉県行田市谷郷２丁目12番29号
債務者　小谷野　学
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１１７７号
千葉県市川市鬼越２丁目６番11号（フリーゼハイムⅡ205号）
債務者　諏訪野　浩
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８６号
千葉市中央区千葉寺町312番地３　コスモス千葉寺301号
債務者　郡山　勝文
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２２６号
千葉市稲毛区轟町２丁目８番２棟402号
債務者　菅原　祥雄
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４７号
千葉県市川市市川南３丁目14番23―1004号（市川セントラルハイツ）
債務者　今野　　樹
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６１号
千葉市美浜区幸町２丁目11番１棟403号
債務者　舘山　美咲
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３８号
高知市神田143番地12　プレジール上田103号室
債務者　前野　　猛
1　決定年月日時　平成28年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４５６号
札幌市東区北23条東13丁目５番３号　アルページ参番館201号
債務者　佐藤日佐子
1　決定年月日時　平成28年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部